



児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

1
児童手当
の拡充

2
妊婦の
ための
支援給付

3
出生後
休業支援
給付

4
育児時短
就業給付

5
こども
誰でも
通園制度

6
育児期間中
の国民年金
保険料免除

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、上記6つの子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q いつから始まるの？

A 令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際の徴収開始時期は加入する医療保険制度によって異なります。

Q 支援金っていくらなの？

A 令和8年度の個人や世帯の支援金額（平均月額）の試算は次のとおりです。実際の額は加入する医療保険制度や所得等により異なります。

健保組合：被保険者一人当たり約550円

国民健康保険：一世帯当たり約300円

後期高齢者医療制度：被保険者一人当たり約200円

支援金制度の詳細について
知りたい方はこちら

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度
について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・
子育て支援金制度」
について」

